

幼児教育・保育の無償化にかかる必要な手続きについて

令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化について、現在、認可外保育施設等（注）に通っている方が無償化の対象となるには、**保育の必要性の認定**が必要となります。つきましては、**【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）】**に保育を必要とする事由（※ホームページの項目を参照）の証明に必要な書類と、**【保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書】**を添えて市役所保育・教育グループに提出していただく必要があります。

なお、すでに認定を受けている方に関しては、新たに認定を受ける必要はありません。ただし、保育所等の調整・あっせんを受けていない方に関しては、**【保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書】**を提出していただく必要があります。

- （注1） 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
- （注2） 無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を満たしていることが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

●無償化の対象と限度額について

保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもについて、保育所又は一定基準以上の預かり保育（平日8時間、年間200日以上）を実施している幼稚園、認定こども園を利用していない場合に、**月額37,000円を上限**として利用料が無償となります。

保育の必要性の認定に加え、市民税非課税世帯における0歳児クラス～2歳児クラスの子ども（保育所等を利用していない場合）についても、**月額42,000円を上限**として利用料が無償となります。

●給付の方法について

利用料について、領収書等を添付して請求していただいた後、市から直接保護者に支払います。